

戦前期日本の労働組合と アジア（1）

香川孝三*

1 はじめに

本稿は、第二次世界大戦前の日本の労働組合がアジアとどのように関わったかを検討することを目的としている。なぜこの問題を取り扱うか、その動機は次のとおりである。

これまでアジア諸国の労働法を勉強するうち、日本とアジアとの関わりを追求していく必要があることに気がついた。日本企業がアジア諸国に進出し、そこで労働法上の紛争をひきおこしたり、逆に社会的貢献をおこなったりしている事例がみられた。そこで日本の労働組合を訪問して、アジアとの関わりでどのような活動をしているかを聞いてまわった。その結果は社団法人関西国際産業関係研究所が発行している雑誌である「国際産研」に掲載してきた¹。この聞き取りは現在の活動内容にかぎられている。これを歴史的にフォローする必要性を感じて、日本の労働運動史の概説書にあたってみた。ところが、この問題にふれた概説書はないことが分かった。雑誌論文も普段目にすることのない雑誌に若干見いだすことができるにすぎない²。英語文献の中に若干ふれているのは存在していた³。日本語文献では、わずかに日本労働総同盟、内務省社会局が出版した資料の中に散見されるだけであった。組合役員でアジアとかかわっていた人達はすべてが故人となっており、聞き取り調査も不可能である。そこで、わずかに残っている資料をつき合わせて事実関係を確認し、その背景にある政治や社会状況、さらに労働運動の状況を踏まえながら、これまで検討されないままになっている亜細亜労働

* 神戸大学大学院国際協力研究科教授

会議と汎太平洋労働組合会議を中心にして、この問題をまとめることにした。

アジアとの関わりだけでなく、国際的活動そのものでも、日本の労働組合の運動方針の対立が反映されている。大正から昭和にかけて日本の労働組合運動はイデオロギーの対立から分裂し、3つのグループに分かれた。鈴木文治が明治天皇が死亡した翌日である1912年（大正元年）8月1日友愛会を設立した。これが、それ以後の労働運動のはじまりとなった。もちろん明治期にも労働組合が結成され活動していたが、友愛会ほど、それ以後の労働運動に影響を与えた組織はなかった。

友愛会は、その名のとおり「親睦・相愛扶助」を目指した。1899年の治安警察法が幸徳秋水らの大逆事件以来、より厳しく執行され、労働運動は政府によって規制を受けた。そこで友愛会という名称を採用し、労働という名称を避けた。友愛会を存続させるために、共済組合的性格を強く出し、労使協調主義を標榜して活動したが、大正デモクラシーの影響を受けて、組合員の労働条件向上獲得運動を展開するようになった。このことは1919年大日本労働総同盟友愛会という名称変更に示された。1921年には日本労働総同盟に名称変更し、友愛会という名称を削除した。

このころから社会主義思想を持つ労働組合の活動家の動きが活発化した。第一次世界大戦後の恐慌が原因となった米騒動や1917年のロシア革命がその契機になっていた。日清戦争後、労働運動への社会主義の影響が見られたが、この1920年当時ナルコ・サンジカリ

ズム（無政府主義）とボルシェヴィズム（共産主義）の対立が、労働組合の対立分裂をもたらした。

日本労働総同盟内に3つのグループがあった。第1は大杉栄の無政府主義や社会主義の影響を受けた者（山本縣藏、河田賢治、中村義明、鍋山貞親等）、第2は吉野作造の民本主義の影響を受けたインテリ層（麻生久、棚橋小虎、山名義鶴等）、第3は現場で熟練工として働きながら組合の活動家になった者（西尾末廣、松岡駒吉等）である。これら3者の対立が、日本労働総同盟の分裂につながった。1925年の第一次の分裂で、第一のグループが中心となって日本労働組合評議会が結成され、1926年の第二次分裂で、第二のグループが中心になって日本労働組合同盟が結成された。これには政治運動ともかかわっており、評議会には労働農民党、総同盟は社会大衆党、組合同盟は日本労農党とながっていた。評議会は左派、総同盟は右派、組合同盟は中間派という色分けがされていた。

評議会は、1919年3月設立されたコミニテルン（第三インターナショナル）や1921年設立されたプロフィンテルン（赤色労働組合主義）の影響が強くみられた。これは資本主義の打倒、階級の廃絶、プロレタリア独裁の実現を目指していた。そして国際労働機構の活動に断固反対する立場に立っていた。これに対して総同盟は1919年アムステルダムで設立された国際労働組合連盟（一般にアムステルダム・インターナショナルと呼ばれている）と親和的であった。1929年末頃、加盟がうわ

さされたが、加盟にはいたらなかった（ただし日本海員組合だけが1929年正式に加盟した）。これは社会改良主義的な方針を持ち、1919年に第一回の会議を開いた国際労働機構（ILO）の活動に協力する立場を取っていた。この両者の違いがアジアとのかかわりで活動する際の違いとなって表れている。以上の前提のもとで、組合の活動をみてみよう。

2 亜細亞労働会議の結成と結末

（1）亜細亞労働会議の提案

先に総同盟は ILO の活動に協力する立場に立っていたと述べたが、最初からこの立場に立っていたわけではない。ILO 労働者側代表の選出をめぐって政府と対立して、1922年の大会では ILO を否定する決議をおこなった。しかし、1924年の第六回の ILO 総会からは、選出方法を変更して、組合員1,000名以上の組合に代表委員候補1名、顧問候補2名を推薦させ、推薦団体の所属員1,000人につき1票の割合で投票し、上位得票者が委員に選任されることになったので、総同盟から労働者代表を送ることになった。代表委員に鈴木文治、顧間に米窪満亮（日本海員組合）、川村保太郎（官業労働総同盟）、随員として西尾末廣（総同盟大阪連合会）が選ばれた⁴。このことがきっかけとなって、総同盟は ILO のに対する考え方を転換し、「国際労働会議についても、これが対策を慎重に考慮し、以て我が労働組合運動発展のために計るべきである」と決議した。

ILO 第六回総会では、鈴木文治が日本で

労働組合を結成する権利が保障されていないことを述べ、政府および使用者代表とやりあつた⁵。この時、国際労働事務局に勤務していた鮎沢巖の世話を、日本とインド側が会食して、友好を深めた。

さらに鈴木文治は西尾末廣とともに、ILO 第六回総会に出席するために、神戸港から出発したが、途中上海に立ち寄り、メーデーに参加している。この年中国では国共合作が成立していたが、彼らは国民党左派の汪精衛（汪兆銘と同一人物）と会っている。どのようなきっかけで上海メーデーに参加したのか分からぬ。「西尾末廣伝」によれば、「5月1日朝、船はまず上海に入港した。あたかもメーデーの日なので、その模様を見るために末廣らは上陸して会場の天徳宮広場に行ってみたが、集まった労働者はわずか二、三百名で、いかにも寂しい。だが、国民党の汪兆銘の演説を聴いたことと、最後に鈴木代表と末廣が拍手に迎えられて演壇に立ち、日華労働者の連帯をアピールしたことなど、印象深いものであった。」⁶ これで中国との接触のきっかけを掴んだことは確かである。

ILO 創設時から加盟していたアジアの国は、日本、中国、インド、タイの4か国であった。国際労働理事会は当時、12名の政府代表、8名の使用者代表、8名の労働者代表から構成されていたが、12名の政府代表の内、8名は常任理事国として8大主要産業国の政府代表とされていた。第一回ワシントン会議では、ベルギー、スイス、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカ、イタリー、日本であった。

これに対してインドが異議を申し立てので、1922年にインドが入り、アメリカの代わりにカナダが入り、スイスが落ちた⁷。その結果、アジアから常任理事国としてインドと日本が加わったので、両者がつながりを深めるのも自然であったと思われる。当時政府側、使用者側、労働者側の三者の代表を ILO に送り込んでいたのはインドと日本だけであった。ただしインドも日本も労働側代表をめぐって、紛争があった。これに対して中国とタイは政府代表だけが出席していた。中国が三者の代表を出席させたのは1929年の第十二回総会からであった⁸。

翌年1925年にも代表として鈴木文治が選ばれ、第七回 ILO 総会に出席した。顧問として久能寅次（日本海軍労働組合連盟）と中田末三郎（官業労働総同盟）が選ばれた。総会では、インドの労働者代表であった M. N. ジョーシ (M. N. Joshi) が、日本が ILO 条約の批准や勧告を受け入れないことが、インドの労働者の労働条件に悪影響を与えると述べた。さらに使用者代表であるトマス・スミスも、インドは労働時間にかんする条約を批准しているのに、日本は批准していないと批判した。

この背景には、木綿工業をめぐって日本とインドが経済上の対立をしていたという事情があった⁹。インドは第一次世界大戦後、イギリス側の政策転換によって工業化のために木綿工業を奨励された。それまではイギリスによって工業化が阻まれていた。イギリスはインドを原料供給地であり、イギリス製品の

販売市場として位置づけていたからである。ところが、第一次世界大戦で工業製品のイギリスからの輸入が途絶えたために、インド国内での工業化が必要とされた。大戦中イギリスからの輸入が途絶えたことから、インドでは日本やアメリカからの輸入が増えている。これがインドの工業化を妨げていると解されていた。それだけでなく日本の商品は中国でインドの商品を駆逐していた。その問題が大きく取り上げられたのは1925年から1930年にかけてである。インドは木綿工業を保護するために、1930年には綿製品が保護関税適用品になり、1933年には日印通商条約は破棄された。

第七回 ILO 総会が開かれた1925年当時は、すでに日本からインドに綿製品が輸出されており、これに対してジョーシは、日本が安い労働力で安い製品を作り、輸出しているというソーシャル・ダンピング論を根拠に、日本が ILO 条約を批准していないことを批判した。

ジョーシは「インド労働運動の父」¹⁰と呼ばれ、思想的には組合活動家の中では稳健派に属していた¹¹。鈴木と親交を結んだのも思想的に近かったからであろう。またアジアからの労働者代表はインドと日本だけだったことも、両者を接近させることになったと思われる。さらに後に述べるように、ILO の労働側代表の選出をめぐって紛争があったことも、両者を結びつける要因になったかもしれない。当時ジョーシは全インド労働組合会議 (All India Trade Union Congress 通

称AITUCと略す）の書記長であった。このナショナル・センターは1920年10月31日ボンベイで結成された¹²。そのきっかけはILOの労働者代表としてジョーシ、顧問としてティラク（Balagangadhar Tilak）が政府によって一方的に決定され、労働組合側の意見を聞かないでなされたことであった¹³。前年の1919年のILOの会議にはワディア（B.P. Wadia 1918年結成されたマドラス労働組合の委員長）が出席していた。当時ジョーシは1919年インド統治法によって作られた中央立法議会のただ1人の労働側の議員として指名されていた。政府は組合側の批判に対して、労働者を代表する組織がないので、一方的に決定したと主張したので、労働組合の指導者が集まってAITUCが結成された。結成大会ではラル・ラージパット・ライ（Lal Lajpat Rai）が議長、ジョセフ・バプティスタ（Joseph Baptista）が副議長で、54組合、14万854名の組合員が加盟した。1921年4月初代書記長としてデーワン・チャマン・ラル（Dewan Chaman Lall）が選ばれた。この時ジョーシは執行委員に選ばれた。AITUC結成後、ILOの労働者代表としてAITUC初代議長となったライが選ばれ、ラル、ワディア、ジョーシが顧問に選ばれた。ところが、ライが1921年に健康を理由として辞退したために、ジョーシが労働者代表に選ばれた。そして1925年2月の第五回AITUCの総会でジョーシが書記長（1929年まで書記長であったが、その後AITUCを脱退する。また1938年から1948年10月まで書記長）に選

出された。以上の経過を経て、ジョーシがAITUCの書記長であって、インドの労働者代表としてILO総会に出席した。

以上のインド側の事情の中で、ジョーシは日本を批判したが、これがきっかけとなり、鈴木文治とジョーシの親交が生まれた。そこから鈴木がILOのアジア地域会議の開催を提案することになった。その背景として、コミニテルンやプロフィンテルンが主催する太平洋地域の労働組合会議¹⁴に対抗する意図があった。鈴木は第七回ILOの会議の報告の中で次のように述べている。

「国際労働会議には東洋からは日本及び印度の両労働代表が出席したのですが、印度は英國の属領として又同時に英國資本家の搾取の目的物として二重の苦しみを嘗めつつあるので、対英反感の著しいものがあり、従って東洋諸国中の先覚者としての日本の労働階級と相提携することによって完全な自由を獲得せんとするの情の強烈なものがあるのであります。而して我等は互に単に空漠たる國際主義の理想に進む以外、一層深き共通利害の上に立つ東洋労働者の自由を獲得するがため、東亞全体の労働階級の覚醒と友誼的提携の必要なるを覺知した結果として、互に相接近し総会開会中も屢々会談した結果、両者の意思感情の疎通を見るに至り、遂に両國労働団体相提携して来年中に適當な時期を選んで上海に東亞労働会議を開催すべき事に関する仮約束を結ぶに至ったのであります。同時に日本の鈴木労働代表をその総世話役として就任させる事を約束したのであります。」¹⁵

第七回の会議の際に、東亞労働会議の開催をインドと日本側が同意しているが、この会議はILOのアジアだけを対象とした地域会議を想定していた。それがILO加盟国に限定しないで、アジア地域の労働組合の会議を

開催する方向に展開していった。しかし、その具体化には相当の時間が必要であった。

(2) 亜細亜労働会議の結成にむけての動き

1926年の総同盟臨時大会で、「東洋に於ける労働団体と親善を計る件」について次のように決議した。

「全世界の労働者が一致団結するの道程として、先ず亜細亜に於ける労働階級の一致団結を計ることが急務である。このために亜細亜に於ける各労働団体間の親善を計り、友愛、提携の途を講ずることが必要である。本年の第七回国際労働会議に於いて、日本の労働代表一行とがジュネーブに於いて相協議し、「亜細亜の労働階級の親善、團結を図る第一歩として、次年度即ち1926年内に於いて、支那の適當なる地（例えば上海の如き）に於いて亜細亜諸国の労働団体の代表が集って、東洋労働組合会議を開催すること。而して右會議開催の運びをなすために、ゼネラル・セクレタリーとして日本労働代表鈴木文治を推薦す。」と言ふ非公式の覚書を交換するに至ったのである。それ故我が総同盟は大会の名を以て、亜細亜労働組合会議開催を決議し、その実現のために努力せんとするものである。」

さらに「支那問題に関する件」の決議をおこなった。

「支那の労働状態、労働運動の如何は、我が國労働状態並に労働運動に至大な関係を有している。而して支那の労働組合と我々日本の労働組合が提携、連絡を図ることは、東亜の労働階級開放運動のために、最も緊要のことと信じる。この意味に於いて我が総同盟は支那に於ける労働状態を調査、研究し、進んで支那に於ける労働組合と密接なる友誼、提携を図るべきである。」

以上二つの決議によって、東洋に於ける労

働団体との親善を図ろうと計画していた¹⁶。先の決議の中で、支那での労働会議を提倡しているが、インド、中国、日本の3か国が中心となって、会議を開催するために、中国を会議の場とすることを提案している。

タイはILO創設時から加盟していたが、日本やインドから労働会議の参加を呼びかけたという記録を見つけることはできなかった。多分呼びかけるにしても、ILOに労働者代表が出席していなかったのではないかと思われる。当時タイはバンコク王朝（ラタナコーシン王朝）による絶対王制の時代であり、1898年に結成された最初の労働者団体として電気軌道労働者団体が存在していたにすぎない¹⁷。呼びかけるにしても相手がないという状態であったのである。そこで、日本、インド、中国による労働会議が提唱されたものと思われる。

1926年4月総同盟中央委員会で「東洋労働会議の準備について」協議した。その結果、同年5月、松岡駒吉、宮崎竜介の2名が中国に派遣された¹⁸。そこで中国の国民党と社会大衆党との提携に道をつけるとともに、中国での東洋労働会議の可能性を探ることが目的であった。

当時の中国の労働組合の状況はどうであったのか。1911年清朝が辛亥革命によって倒れ、中華民国が成立した。1912年憲法に相当する中華民国臨時約法が制定されて、言論、出版、結社の自由が保障されたことを受け、労働組合が結成され始めた。ところが袁世凱が率いる北京政府は治安立法や刑法によって組合を

弾圧した。1916年袁世凱が死亡して北京政府が衰退するのに対抗して、孫文は1919年に結成された中国国民党を基盤に広東政府を樹立した。第一次世界大戦によって中国経済に好況がもたらされたこと、及びロシア革命が成功したことを受け、1919年におこった五・四運動を契機として、労働組合運動が本格化した¹⁹。

1921年7月には中国共産党が結成され、労働運動を指導する機関をもうけて、全国総工会を結成し、プロフィンテルンに加盟した。そして1924年の第一次国共合作によって国民党との協力体制の下で、共産党は労働組合への影響力を強化していく。1925年5月1日広東において中華全国総工会を結成し、正式にプロフィンテルンに加盟した。上海、天津、河南等に支部が結成され、労働争議やストライキが頻発した。日本人が上海で経営する企業でおきた1925年の労使紛争をきっかけとして、ゼネ・ストに発展した五・三〇事件が有名である。これを指導した上海総工会は解散させられた。しかし、北伐の成功もあって各地でストライキやゼネ・ストをくりかえした。

1925年3月12日孫文の死亡後、中国国民党右派の蒋介石が次第に勢力を増し、反共主義を打ち出した。共産主義に対抗する労働組合の結成をはかり、上海や南京で工会聯合総会を組織し、1927年4月12日早朝反共クーデターを敢行した。

松岡と宮崎の両名が上海と南京を訪問したのは、蒋介石が指導力を増し、共産党の指導が強かった労働組合に対抗する組合作りに励

んでいた時期にあたる。総同盟も反共主義に立っており、蒋介石に接近していったのは当然の動きであったと思われる。

松岡は中国訪問の様子を総同盟の機関紙「労働」の193号に「東洋労働者提携の第一歩」と題した文章を掲載している。5月18日蒋介石と会見し、社会大衆党の代表として、国民党と社会大衆党による共同調査機関や国際組織準備委員会の設置、国民党の有力者の日本派遣について同意をとりつけるとともに、中国と日本の労働組合の提携の実現の可能性を示唆している。というのは、「総工会は、共産党の指導に委され、不健全極まる労働運動方針に左右されたのであるが、長江一帯、上海南京が、三民主義を奉ずる国民党正統派に支配せらるるや、共産一派は或は逃亡し、或は捕へられて、総工会も全く壊滅しそうである。」それが、国民党も労働組合運動に対しても熱心に努力しつつあり、工会組織統一委員会を成立させ、「直ちに各工会の実質を調査し、資格あるものを登録せしめ、現在組合数735、組合員数91万人であって、近く工会代表者会議を開催し、役員を選挙し、7月中に其の組織の完成を見る」という状況があったからである。しかし中国で東洋の労働組合が集まって会議を開くことは実現できなかった。その後国民党と共産党との対立から激しく動く中国の政治情勢から、実現は困難であった。

1928年の第11回国際労働會議に労働者代表顧問であった米窪満亮が、帰途イギリスでインド側の労働者代表であったバッケール（R.

R. Bakhale) と会談し、1929年4月頃、カルカッタで第1回の会議を開催する覚え書きをかわした。バッケールはジョーシと親しい間柄にあり、穏健派とされており、1926年ポンベイ織維労働組合を結成し、ジョーシが委員長、バッケールが書記長についた。この組合は1926年インド労働組合法によって最初に登録されたことで有名である。

締結された覚え書きのポイントは次の点である²⁰。

- 「1 会議は毎年、国際労働総会開会5、6週間に前に、印度、日本、支那及びその他の東洋諸国に於いて、かわるがわる、これを開催す。正確なる日時は構成諸国の労働団体間に於ける交渉、協議によって決定す。」
- 「2 会議は印度、日本、支那及びその他の東洋諸国の労働者の代表によって構成さる。」
- 「3 会議に於ける議題は、国際労働総会の議題に対する論議、東洋諸国の労働者に共通せる問題にして、その解決のために、国際的協力を要するもの等を包含す。」
- 「4 各国の代表は、前年度の会議に於いて採択せる決議に関し、その後、その国に於いて実施されたる情況を報告する義務を有する。」
- 「5 最初の会議は印度に於いて、若し出来得るならば1929年、鈴木文治氏議長の下に開催することとす。その後の議長は前年度の大会に於いて決定す。」
- 「6 印度のエヌ・エム・ジョーシ、日本の米満亮、支那の労働代表が最初の会議の書記となるべく、彼等は、その最初の大会に於いて常任書記に任命さるべし。」
- 「7 会議開催地までの旅費は、出席代表一行の自弁であるが、会議開催中の費用は労働団体によって負担さるべし。」

この会議は正式に ILO のアジア地域会議

ではなく、ILO の承認を得ない任意の会議である。参加国も ILO 加盟国に限定はしていない。ILO で討議される問題を話し合うを中心として、東洋諸国の労働者に共通する問題を議論しようとしている。アジアの労働組合自身による会議の開催の動きである点に注目すべきであろう。

この会議の予定を受けて、日本側では労働立法促進委員会が結成された。これは ILO 事務局長であるアルベルト・トーマが1928年12月に神戸に上陸した際に、第1回の会議を開いた。これは国際労働条約の批准促進、労働組合法をはじめとする労働立法を促進するために、総同盟、官業労働総同盟、海軍労働組合連盟、海員組合、海員協会の5団体によって結成された。この会議で亞細亞労働会議の規約の草案が検討された。その22条からなる草案のポイントは次のとおりである²¹。

「第二条 会議の目的次の如し

- イ 加盟各国に於ける労働団体を一層緊密ならしむることによってアジア諸国の労働階級の国際的結合を招来すること
- ロ アジア諸国に於ける労働運動の利益及び活動を国内的に発展助長せしむること
- ハ アジア諸国の労働団体の為にその一般的利益を招来すべく活動すること
- ニ アジアの労働者に課せられた差別的待遇を除去し人種国籍の相違に拘らず労働条件の平等をもたらすこと
- ホ 外国の主権下にあるアジア諸国の労働者の搾取を絶滅すること
- ヘ アジア諸国に現存する不平等を除去し社会立法が既に十分に発達せる国に於ける労働状態にまで其の標準を向上することに依つてアジア人の生活及び労働条件を改善する

こと

- ト 社会立法の発達を促進すること
- チ 戦争を防止し国際的平和を確立し帝国主義及び資本主義と抗争すること」

以上のように、日本側は亞細亞労働會議の結成に向けて準備を進めていたが、1929年1月になって、印度から国内の事情により正式の會議は翌年の1930年に延期したいこと、1929年の会合は非公式の準備会にしたいということ、會議加盟を南アフリカまで広げるという3点の申し出があった。

1929年8月12日神戸で開かれた労働立法促進委員会では、會議の延長には同意したが、南アフリカの加盟には時期尚早という意見が大勢を占めた。南アフリカをいれるならばメキシコもいれる必要があり、これでは有色人種の労働運動であると誤解されるおそれがあるというのが、その理由であった。そこで友誼団体として南アフリカを参加させることを決めた。さらに1929年の非公式の會議には米窪を出席させること、その際提案する亞細亞労働會議の規約、議事規則、結成大會議案等を決定した²²。

そこで、第十三回 ILO 労働會議の代表顧問であった米窪は1929年9月11日と12日、ボンベイで會議を開催した。インド側がこれを非公式としたのは、ジョーシとチャマン・ラルとも用事のために出席できなかつたためである。代わって副議長のシバ・ラオら執行委員12ないし13名と会談して、第一回亞細亞労働會議の結成についての覚え書きを取り交わした。インド側は規約や議事規則について

の対案を準備していなかったために、日本側が提案した内容でほぼ決まった。

それによれば、1930年4月はじめが終わり頃開催すること、ボンベイで開く予定であるが、それがだめな場合にはジュネーブに赴く日本と支那の代表の乗船の関係でマドラスになるかもしれないこと、期間は1週間とすること、議題は、「明年度の国際労働總會議題を審議する外特に印度、日本、支那に於ける纖維工業労働者に関する問題」とすることに決まった。纖維工業はダンピング問題で日本とインドが対立している問題だったので、取り上げることになったと思われる。

さらに亞細亞労働會議規約草案について一応の合意がなされた²³。そこで問題になった第一点は、この會議の目的である。日本側は「赤色労働組合インターナショナルの主義を排する」という文言を入れることを主張したが、インド側はそれではAITUC内の統一が保てないとして、「民主主義及労働組合主義」という文言に変更することを提案した。「民主主義」は共産主義又は労働者の専制と正反対の表現であり、「労働組合主義」は第三インターナショナルの主義に正反対の意味であるという了解のもとに、インドの提案を了承した。第二点は會議を構成する労働団体をどうするかであった。加盟団体を広げるために、恒久性のある協議機関も含めることになり、National Trade Union Centerとせず、National Trade Union Unitという表現を用いることに合意した。

この覚え書きを受けて、1930年12月11日開

かれた労働立法促進委員会で、その覚え書きを了承した。

この覚え書き作成の経過に見るように、次の問題が生じていた。そのために会議の開催が危ぶまれていた。インド側の事情であるが、この会議を推進するナショナル・センターである AITUC の構成組合の中に、プロフィンテルンの影響を受けた組合がいたが、日本側はこの組合を会議から除外することを要求した。これに対して、インド側は日本の要求は AITUC 内部の紛争を引き起こすこと、それに乘じてイギリスが組合の弾圧に乗り出していく懸念を表明した。

この懸念どおり、1929年11月28日から開かれた AITUC 執行委員会で、プロフィンテルンの主催する汎太平洋労働組合会議に加盟し、勅命労働調査委員会（Royal Commission on Labour）のボイコット、ILO の否認、亞細亞労働会議の支持の決定を取り消した。さらに1919年設立され、共産主義にもとづき活動するギルニ・カムガール・サング（Girni Kamgar Sangh）に AITUC への大会代議員派遣資格を承認した。これは AITUC 内で左派が右派を上回ったことを示している²⁴。

インドでは1920年代の後半は労働争議が頻発し、労働運動の左傾化が見られた。1928年にはストライキ件数203、参加労働者数は50万6,851人であった。その中で、ポンベイの綿紡績工場でのストライキは、インド労働運動史上最大のストライキとして記録されている。さらに、ジャムシェドプールのタタ製鉄

所でも5か月におよぶストライキが実行された。この頃独立運動と結びついて社会主義、共産主義がインドに広がっていき、労働運動にもその影響が現れはじめた結果である。

政府は1922年工場法、1923年鉱山法、1926年労働者災害補償法、1926年労働組合法を制定する一方、共産主義活動を抑制するために、1929年インド総督が治安令を発布した。1929年3月、指導的な共産主義者32名を逮捕し、裁判のためにウッター・プラデシ州のメーラットに送られて、裁判が行われた。これが有名なメーラット事件（Meerut Communist Conspiracy Case）である。このような政府の弾圧にもかかわらず、AITUC では左派が指導権を握った。そこで稳健派は1929年11月、ナグプールで開かれた AITUC 第10回大会の時に、AITUC から別れて、インド労働組合連盟（India Trade Union Federation）を結成した。42組合中24組合が AITUC を脱退した。ラル、ジョーシ、ギリ（V. V. Giri 独立後インド大統領になる）らが中心となって結成された。1931年には AITUC はさらに分裂して、デシュパンデ（S. V. Deshpande）を中心として全インド赤色労働組合会議（All India Red Trade Union Congress）が結成された。1929年から31年にかけてインドの労働運動は内部の対立と政府による弾圧をうけて、しだいに停滞期にむかっていった。そのために亞細亞労働会議のインドでの開催が危ぶまれた。

中国の参加問題であるが、1927年5月国民党と共産党の対立抗争から、第一次国共合作

が崩壊し、南京に国民政府が樹立された。1928年10月、西尾末廣が衆議院議員支那視察団に加わり、国民党政府を訪問して、日本労働総同盟の1928年大会で中国国民党に対して「中国革命の進行に対して敬意を表したメッセージ」を手交し、同時に亞細亞労働會議の実現のために中国に出席を依頼している²⁵。

1929年3月の第三回全国代表会議で、労働組合に対する統制権を国民党が掌握することを決議した。これは労働組合をはじめ、すべての団体を国民党の指導の下におき、共産党と対決することを示したものである。そのために国民党統治地域において登録された組合は、黄色工会とよばれる御用組合であった。そのために、「蒋介石のクーデターで組合が撲滅されたあとの官製団体には参加資格なし」という理由で、これらの組合を亞細亞労働組合會議に加盟させることはできないと判断された²⁶。松岡と宮崎が中国を訪問した時とは逆の判断に変化していったのである。

しかし、一方中国の参加を求める運動も行っている。1929年8月米窪がインドに出発したが、その途中で上海に立ち寄り、上海总工会の幹部に会って参加を要請しているし、またボンベイでの交渉の後ジュネーブで第十三回総会に出席し、中国側の労働者代表の梁徳公、顧問の呉求哲に会い亞細亞労働會議への参加を要請している。米窪は南京政府労工局に手紙を書いたが、何の返事もなかったという²⁷。

中国側からみれば、日本は中国への侵略政策を強化させていたことに反発していた。1927年6月から7月田中義一内閣の下で開か

れた「東方會議」で、「對華政策綱領」を決定して中国への侵略拡張政策を立てた。蒋介石率いる国民軍に敗退した張作霖が1928年6月3日爆死し、1931年9月18日関東軍が柳條湖の南満州鉄道を爆破して、瀋陽（奉天）を襲撃して、いわゆる満州事変を引き起こし、中国への武力侵略を開始した。このような状況の時に、日本がリーダーシップをとって結成しようとしていた亞細亞労働會議に、招待をしても中国側、特に国民党側に立つ労働組合が応じたであろうか。

1929年のAITUC 執行委員会での決議によって、亞細亞労働會議は無期延期になった。鈴木文治は第十四回国際労働會議の演説の中で、次のように述べている。「本年印度に開く筈であったアジア労働會議の第一回会合は不幸にも赤色労働組合インターナショナルの陰謀によって印度労働組合運動の統一が破壊せられた為延期せざるを得なくなつたが、吾々は力を落すことなくその実現に努力するであらう。」²⁸ これは、プロフィンテルンとの対抗意識から亞細亞労働會議をぜひとも実現したいという鈴木の強い意思が示されているといえよう。

その後日本は、国内では1933年9月開かれた日本労働組合會議（労働立法促進委員会を1932年4月に拡大した組織）第2回大会で、「亞細亞労働會議結成促進に関する件」が決議されている。その際に決議された亞細亞労働會議要綱は次のとおりである²⁹。

「一 会議は毎年一回日本、印度、支那其他の加盟国に於て交互にこれを開催す、正確な

る時期は構成国の労働団体間に於ける交渉協議により決定す。

二 会議は印度、支那及其他のアジア諸国に於て健全なる労働組合主義を指導精神とする労働団体によって構成さる。

三 会議に於ける議題は国際労働総会の議題に対する論議及アジア諸国の労働者の労働者に共通せる問題にしてその解決の為めに国際的協力を要するもの並びに亜細亞労働會議と他国又は他の大陸に於ける国際労働運動との連絡又は協力等に関する方法等の諸問題を包含す。

四 各国の代表は前年度の会議に於て採択されたる決議に關し其後その國に於て実施されたる状況及加盟各國の労働運動社会状勢、経済状況、労働法制等を報告する義務を有す。

五 最初の大会は会議結成直後日本に於て開催するものとす。

六 会議開催地までの往復旅費は出席代表一行所属団体によって支払はるべく、会議の費用及会議開催中の宿泊費等は開催国に於て支弁するものとす。

七 会議の目的、目的達成の方法、組織、機関、会計等に就ては、亜細亞労働會議規約に於て規定すべく、右規約は1929年9月印度孟買に於て開かれたる亜細亞労働會議結成準備会に於て日印両代表者によって採択されたる規約草案を参考とす。」

国外でも、国際労働會議の際に、亜細亞労働會議の開催の努力をしてきた。それを一番よく示しているのが、1931年の第十五回 ILO 総会で、アジア地域だけの三者構成の労働會議を召集すべきであるという決議が採択されたり、1936年第二〇回 ILO 総会では、インド代表のフレー (Rao Sahib R. W. Fulay) と日本の労働者代表である河野密 (全労働組合総同盟副会長) の共同提案で、1931年の

決議を実施するための措置を取るべきであるという決議が採択された³⁰。しかし、インド側の組合の内部事情が、それを難しくしていた。

それが、1934年になって、インドから「本年2月、印度に於いては、労働戦線の統一が実現せられると同時に、本年に亜細亞労働會議結成準備に関する件も非公式ながら決定され、印度側は右準備會議を第十八回国際労働総会前に印度ポンベイ又はマドラスに於いて開きたい」という申し入れが日本に届いた。このインド側の代表は AITUC ではなく、ITUF に所属していた。

この当時、インドでは AITUC、RTUC、ITUF の3つの組合が対立する状態であったが、それを統一する動きが出てきた。1931年、1932年に労働戦線を統一するための会議が開かれたが、成功しなかった。その過程で穩健派に属する組合が、ITUF を発展的に解消して新しい組織を結成した。それが1933年4月カルカッタで結成された全国労働組合連合 (National Trade Union Federation) であった。その結果 AITUC、RTUC、NTUF の3組合が併存することになったが、RTUC は1934年 AITUC に合流することを決議した。後は AITUC と NTUF の合併が残り、それをめぐって話し合いがおこなわれ、1938年に正式に合同が実現した。ここで再びジョーシが書記長に就任した。インド側からの申し入れがなされた時期は、労働戦線統一の機運が高まっていた時である。

これを受けて、1933年9月日本労働組合会

議の執行委員会で協議し、「一 菊川労働代表一行を以って、この問題につき支那、印度二国側と折衝する代表者とし、鮎沢氏の協力を依頼すること。二 会議地としては、セイロン島コロンボを希望し、印度側の都合によつてジュネーブに於いてなすこと。三 規約、宣言等は確定的なものとしないこと」を決定した³¹。インド側の全国労働組合連合は1933年4月の第一回大会で、亜細亞労働会議結成の件が満場一致で採択しており、その後の日本労働組合会議の提案も了承した。

開催地としてセイロン（現在のスリランカ）のコロンボが希望したのは日本側である。なぜなのか。その理由を示す資料は見つからなかった。多分当時はジュネーブに行くために船を利用していたが、セイロンはその通り道であったためではなかろうか。ただセイロンは当時まだ ILO に加盟していなかったので、どこでセイロンと接触する場があったのであろうか。インド側がセイロンの組合を代表する者と接触することを期待して提案したのであろうか。セイロンもインドの植民地であったので、イギリス側がこの会議に反対して、セイロンへの上陸の許可がおりない場合には、乗船する予定であった伏見丸の船内で開催することを日本側は覚悟していた。

たしかにインドで開催するのが困難な状況になっていたことは確かである。それはインド独立運動が盛り上がりをむかえていたからである。労働組合の活動家は独立運動の重要な担い手であり、指導者でもあったために、独立運動が重要な局面をむかえていたこの時

期に、亜細亞労働会議の準備に時間が割けなかったと思われる。1927年マドラスでのインド国民會議派の大会で、インドの完全独立を目標とすることが決定され、ガンディーの指導のもとに抵抗運動（サッチャーグラハ）が繰り広げられた。1930年1月から第二次非暴力的抵抗運動が実施された。3月にはアフマダーバードからダーンディーまでの塩の行進を行い、製塩運動を呼びかけ、製塩を禁止しているイギリスの植民地政策に反対し、反英運動を巻き起こした。それを見て各地で武装蜂起が起きた。イギリスが集会やデモを禁止するとともに、ガンディーらを投獄した。31年3月ガンディー・アーウィン協定で運動を休止したが、1932年1月から再び抵抗運動を開始した。またガンディーやネルーらが逮捕され運動の後退をよぎなくされた³²。そこで独立運動を支える母体の強化の必要性から、3つに分裂していた労働組合の統一に機運が高まったのである。以上の政治上の動きから、亜細亞労働会議を準備することが難しいと判断されたのではないかと思われる。

（3）亜細亞労働会議（第一回会議）の結成

1934年5月菊川忠雄代表がコロンボに立ち寄り、10日に日本、インド、セイロンの代表が集まり、結成のための会議が開かれた。議長にはセイロン労働党の党首であって、全セイロン労働組合会議（All-Ceylon Trade Union Congress）の議長であるグーネシンハ（A.E.Goonesinha）が選ばれた。彼はセイロンでの最初の労働運動指導者とされ、

1922年にセイロン労働組合を結成したが、1928年8月にセイロン国民會議派の稳健派と別れて、セイロン労働党と全セイロン労働組合会議を結成した³³。イギリス労働組合会議の活動をモデルとして、使用者団体と労働協約をはじめて1929年6月に締結した。ところが、セイロンでは1930年代から共産主義者が力を持ち始め、グーネシンハの指導を批判はじめていた。しかし、亜細亜労働会議が結成された時は、グーネシンハはまだ労働運動の中で力を保っていた。イギリスは共産主義が労働組合に広がることを恐れ、強制登録制度を取り入れた労働組合令を施行することを考慮していた時期であった。この労働組合令は翌年の1935年に施行された³⁴。

参加国は日本、インド、セイロンの3か国であった。日本から4名、インドから3名、セイロンから6名、オブザーバー2名が参加した。中国には招待状を送ったが、国際労働会議出席の為にジュネーブに赴く途上であつたために出席できなかつたとされているが、参加を拒否するのを避けるための措置だった可能性があると思われる。これに対して日本労働組合会議書記局はこの会議に中国のILO労働者代表が出席するよう奔走したが、実現しなかった。

亜細亜労働会議では、20条からなる規約を決め、次の決議をおこなつた³⁵。

- 「一 総会会議に締盟国の植民地及從属国が直接代表者の選出権を確保すべきことを国際労働事務局に要求する。」
- 「二 締盟国は其の批准せる条約を其の植民地及從属国にも適用すべき義務あるが如き措

置を採ることを国際労働機関に対し要求する決議。」

三 国際労働機関主催のもと三部制の亜細亜労働会議を召集する件に関し、1931年通過せる決議に対し国際労働機関の注意を喚起する決議。

四 国際労働機関理事会の少なくとも2の席を亜細亜労働階級に割当てる要求する決議。

五 会議は労働組合国際連合に対し共通の利害関係ある一切の事柄に対し充分なる協力を確保する決議。」

これらの決議はアジアの労働者の権利の拡大のために、ILOへ要求をおこなっている。そして亜細亜労働会議がILOの正式の地域会議となることを求めている。

役員は次のように決められた。

「議長 日本（労働組合会議に依り指名される筈）

副議長 印度、支那、セイロン（関係諸国の労働組合の中心組織体によりて指名される筈）

書記 1名は日本労働組合会議に依り指名せらるる筈、1名はバツクハーレで直ちにその職務を行うべく会議に依り任命されたり。」

次の会議を1936年インドで開催することが合意された。

この亜細亜労働会議の結成について、詳細な報告として日本海員組合と日本労働組合会議編『亜細亜労働会議結成経過』があるらしい。このことは中村菊男『松岡駒吉伝』³⁶に記述されているが、現物を見ることはできなかつた。会議に出席した菊川忠雄は、帰朝のあいさつの中で、「我々の関係した仕事の一つ、アジア労働会議は、十年來の懸案であり

ましたが、先輩、同志の努力の後をうけて、今回結成に至りました。将来、アジアのおくれた労働条件を向上するため、アジアの労働階級の政治的自由のため、更に全世界労働階級の解放のための礎石が生まれたものであります。」「アジアの労働会議と言ひ、また今回の国際労働会議と言ひ、いずれも永続的な仕事であって、一回の会期だけで目に見えた効果を期待することは無理であります。」³⁷と述べている。

（4）第二回会議の開催の準備

インドで第二回の会議を開催する予定であった。そのために1935年の第十九回国際労働会議に出席した日本、インドの労働者代表が会合を開いた。第1回目の会合は6月13日開かれたが、日本からは労働者代表である八木信一（日本交通労働総連盟）、顧問の原虎一（全日本労働総同盟副主事）、加藤、井出、国際労働事務局から鮎沢巖、上井、萩島の3名、インド側からムダリラー労働者代表、ILOインド支局長ピライの2名が出席した。この時は日本側の主催であったために、中国側は呼ばれなかった。ちょうど北支事件が起り、対日感情が悪化していた時なので、招待されなかった。6月24日の2回目の会合には、インド側の招待として中国の労働者代表顧問である商工省の役人が出席した。

この時日本側が日本での開催を提案した。インド側が旅費を日本が考慮してくれることを条件として、賛成した。これを受けて日本労働組合会議は8月25日の執行委員会で、

1936年4月頃に亞細亞労働会議を開催することを前提に検討することを決めた。ILOの第73回労働理事会がジュネーブで開かれた際に、10月26日ジョーシと米窪が会談して、1936年春に日本で開催することに合意した。労働組合会議は1936年4月8日から3か間、東京で開催することを決定し、準備にとりかかった。

中国側の参加問題について、松岡は社会大衆党の麻生久、亀井貫一郎とともに、ちょうど日本に来ていた王正廷と11月4日会見し、中国の参加を要請した。満州国代表が出席しないという条件ならば出席するという回答が中国側からなされたが、亞細亞労働会議は政治的立場を越えて亞細亞の全労働階級の提携融和を目的とするので、そのような条件は撤廃して出席され、日支の労働階級の国際的協力を計るよう十分考慮することを日本側が要請した。これに対して、「王は主旨は十分諒承したる由回答したるもの如し」とされていた³⁸。しかし最終的には中国側は参加しなかった。日本の中国侵略が中国側が参加しなかった原因であった。

日本側は1936年4月の開催にむけて準備をすすめたが、再びインド側の事情によって延期され、1937年5月17日から3か日間の開催となった。インド側の事情というのは、1935年インド統治法が成立したが、それが1937年4月1日より実施されることになり、それへの対応に追われたことと、AITUCとNTUFとの合併問題の交渉が大詰めを迎えていたこと、さらに経済危機から1937年から38年に

かけて、労働運動が盛り上がって大きなストライキが頻発し、それへの対応に忙しくなったことである。

(以下つづく)

注

- 1 「日本の労働組合とアジア(1)～(8)」国際産研5号(1992年6月), 6号(1992年7月), 7号(1993年5月), 8・9合併号(1994年5月), 10・11合併号(1995年6月)聞き取り調査をおこなった組合は連合, 連合大阪, 電機連合, 海員組合, 自動車総連, IMF-JC, 松下電産労組, 松下電工労組と元同盟会長滝田実氏である。
- 2 なお, ゼンセン同盟, 電機連合, 国際労働財団での聞き取り調査は国際産研12号(1996年2月発行予定)に掲載される予定である。
- 3 米満亮「亞細亜に於ける国際労働運動に就いて」社会政策時報152号, 1933年, 西本喬「亞細亞労働會議結成の運動」東亜昭和9年6月号
- 4 Ehud Harari, *The Politics of Labour Legislation in Japan*, University of California Press, 1973, pp.32-33, John Price, *The International Labour Movement*, Oxford University Press, 1947, p.136, R. A. Scalapino, "Labour and Politics in Postwar Japan", in W.W. Lookwood ed., *The State and Economic Enterprise in Japan*, Princeton University Press, 1965, pp.677-78.
- 5 大河内一男・松尾洋『日本労働組合物語－大正編』筑摩書房, 昭和40年, 312頁
- 6 花見忠『ILOと日本の団結権』ダイヤモンド社, 昭和38年, 69-73頁
- 7 江上照彦『西尾末廣伝』西尾末廣伝記刊行委員会, 昭和59年, 180頁, 西尾末廣『大衆と共に－私の半生の記録』日本労働協会, 昭和46年, 176頁
- 8 飼手真吾・戸田義男『ILO国際労働機関－改訂版－』日本労働協会, 昭和37年, 190頁
- 9 中村三登志『中国労働運動の歴史』亜紀書房, 1978年, 99頁
- 10 日本綿業俱楽部編『日本綿業俱楽部五十年誌』昭和57年, 23-33頁
- 11 V. V. Giri, *Labour Problems in Indian Industry*, Asia Publishing House, 1957, p.7

- 11 N. M. Joshi の伝記として V. B. Karnik, *N. M. Joshi-Servant of India*, United Asia Publications, 1972 がある。はじめてデリー大学留学のためにインドに行った時, 最初に読んだ本がこれであった。Joshi が1926年インド労働組合法の制定を促進する運動を展開したので, どういう人物が興味を持っていたからである。
- 12 AITUC には1885年創立されたインド国民會議派の有力メンバーのほとんどが関わっていたが, マハトマ・ガンディーは時機尚早であるとして創立大会にも出席していない。しかしガンディー主義を実践する目的で設立されたガンディー奉仕団の労働小委員会が1938年ヒンドスタン労働者奉仕団(Hindustan Mazdoor Sevak Sangh)を結成した。これはガンディーが指導していたアフマダーバードの織維労働組合(Textile Labour Association)をモデルとして活動することをめざしていた。これがAITUCとは別に1947年創立されたインド労働組合会議(Indian National Trade Union Congress)の母体となった。これは国民會議派と結びつき, AITUC はインド共産党と結びついた。
- 13 この経過については, どのインド労働運動史にもふれられている。Shiba Chandra Jha, *The Indian Trade Union Movement*, Firma K. L. Mukhopadhyay, 1970, p.115, G. K. Sharma, *Labour Movement in India*, University Publishers, 1963, p.80, Sukomal Sen, *Working Class of India-History of Emergence and Movement 1830-1970*, K. K. P. Bacchi & Company, 1977, p.162
- 14 1921年1月モスクワでコミニテルン主催の極東民族大会, 1927年5月中国の漢口で太平洋労働会議がプロフィンテルンの主催で開かれている。さらに1937年7月メルボルンでも開催され

- ている。これについては本稿の(2)で分析する予定である。
- 15 今津菊松『続労働運動一夕話』全総兵庫支部、昭和30年、324頁
- 16 2つの決議とも日本労働総同盟『総同盟五十年史』134頁
- 17 抽稿「タイ」21世紀の労使関係研究会編『21世紀の労使関係』労務行政研究所、平成4年、116頁
- 18 日本労働総同盟・前掲書、135頁
- 19 この時期の中国労働運動史については、向山寛夫『中国労働法の研究』中央経済研究所、昭和43年、19-35頁、手島博『中国労働運動史』東陽書房、昭和60年、中村三登志・前掲書、65-118頁を参照
- 20 日本労働総同盟・前掲書、502-3頁
- 21 西本喬・前掲論文、78-80頁
- 22 日本労働総同盟・前掲書、503頁
- 23 亜細亜労働會議規約草案

第一条 本會議を亜細亜労働會議と称す。

目的

第二条 会议の目的は次の如し。

- (イ) 加盟各国に於ける労働団体の関係を一層緊密に発達せしむることによつて、亜細亜諸国の労働階級の国際的結合を招来する事
- (ロ) 亜細亜諸国に於ける労働運動の利益及び活動を国内的又は国際的に発展助長せしむる事
- (ハ) 亜細亜諸国の労働団体のためにその一般的利益を招来すべく活動する事
- (ニ) 亜細亜の労働者に課せられたる差別的待遇を除去し人種国籍の相違に拘らず労働条件の平等待遇を齎す事
- (ホ) 外国の主権下にある亜細亜諸国の労働者の搾取を絶滅する事
- (ヘ) 亜細亜諸国に現存せる不平等を除去し、社会立法が既に充分に発達せる国に於ける労働状態にまで標準向上することによって亜細亜人の生活及び労働条件を改善する事

- (ト) 社会立法の発達を促進する事
- (チ) 戦争を防止し国際的平和を確立し帝国主義及び資本主義と抗争する事

第三条 本會議の目的は民主主義及び労働組合主義的方法によって左記事業を行う事によつて達成せらるべし。

- (イ) それと協力する事が亜細亜労働運動の為に利益なりと思慮さる他団体との協力
- (ロ) 加盟各国に於ける労働団体の全国的中心より希望されたる時其國の労働団体に対する援助
- (ハ) 本會議に未加盟の亜細亜諸国に於ける労働運動への援助
- (ニ) 亜細亜諸国に於ける労働階級の生活及び労働状態並びに労働運動に関する報告の蒐集及びその統計の作成
- (ホ) 定期刊行物、労働条件に関する報告其他本會議の目的を実現するに有効なりと信ぜらるる書類の発行

組織

第四条 本會議は会議の目的及び方法を承認する亜細亜諸国に於ける労働団体の全国的中心(National Trade Union Center)を以て組織せらるべし。

(注) 全国的中心とは亜細亜諸国に於ける「會議」(Congress)「同盟」(Federation)「代表的労働団体の恒久的協議機関」(Joint Council of the representative trade unions)を指す。

第五条 亜細亜の或る一国又は数ヶ国に於て労働団体の全国的中心の存在せざるとき又は二つ以上の全国的中心の存在する時は会議の年次大会に於てその決定を為す。

関係当事国は此決定に基き次年度大会に出席することを得。

第六条 加盟各國の労働運動はその自由権を保証さる。

執行機関

第七条 大会会期外に於ける本會議の事業は執行委員によって執行される。執行委員は本

会議の主義及び大会の決議を尊重しこれに違反する事を許されず。

第八条 執行委員は議長一名、副議長三名、主事一名を以て構成さる。

第九条 (イ) 執行委員会は少なくとも年二回会議を開くべし。主事は会議の議事録を作成し之を加盟各国に送付すべし。

(ロ) 執行委員会の開催は満三ヶ月前に通知するべし。

(ハ) 執行委員出席し能わざる時は議題に対する委員の意見は回状により送付するべし。

第十条 緊急の場合に於ては議長及び主事は必要な行動をとり執行委員会の事後承認を求む事を得。

大 会

第十一條 大会は前年度大会に於ける決議に基づき大体に於て四月又は五月の始め、印度、日本、支那又は亞細亜に於ける其他の諸国に於て開かるべし、若しそれが前年度大会に於て決定されざりし時は執行委員会は加盟各国に於ける労働団体の全国的中心と協議の上之を決定す。

第十二条 (イ) 大会は執行委員及び左の比例を以て加盟各国より選出される代議員より成る。

総計一万人の組織労働者に対して一名の代議員

五万人に対して 二名

十万人に対して 三名

十万人以上は各五万人毎に一名を増加す。
一国の全国的中心より選出し得る代議員の最大数は十名とす。

(ロ) 大会に出席する代議員は自己が代表する國に住しその國の労働組合の幹部又は組合員たる事を要す。

(ハ) 代議員を選出する為に要する各加盟國の全国的中心の有する組合員数は、前年度に於て本會議に収められたるその國の加盟費額に基準するものとす。(第十七条参照)

第十三条 大会議題は左の如し。

- (イ) 執行委員会の年次報告の討議
- (ロ) 國際労働總会の議題の討議
- (ハ) 加盟各國の全國的中心より提出されたる決議の討議
- (ニ) 執行委員の選挙
- (ホ) 全國的中心の本會議への加盟、脱退及び除名の決定
- (ヘ) 規約及び議事規則の改正
- (ト) 次年度大会の日時及び場所の決定

第十四条 大会議題は大会開会前少なくとも三ヶ月に加盟各國の全國的中心に配布するべく、執行委員会の報告は大会開会前少なくとも一ヶ月前に送付するべし。

第十五条 加盟各國の全國的中心は大会に於て代議員選出比例数だけの決定票を有す。

第十六条 大会の議事は別定議事の規定則による。

加盟費

第十七条 加盟各國の全國的中心は次の比例により本會議への加盟費を納むべし。最低加盟費は五十留比（ルピーのこと）とす。

一万人以下の組織労働者を有する全國的中心は五十留比とす。

一万人より五万人迄は百留比とす。
五万人より十万人迄は百五十留比十万人以上は二百留比

費 用

第十八条 (イ) 大会に出席する代議員並びに執行委員会に出席する執行委員の旅費宿泊費及び其他の雜費は代議員及び執行委員の自弁とす。

(ロ) 大会に要する費用は可及的本會議の積立金に於て支弁す。而して不足を生じる時は加盟國に於て之を追加支弁するものとす。

脱退及除名

第十九条 加盟各國の自發的脱退は時に六ヶ月前に予告を為したる後その年度末に於て有効とす。

第二十条 左の条項に該当する時は如何なる加

盟国の全国的中心と雖も除名さるものとす。

(イ) 数次の警告にも拘らず又特に与えられたる猶予期間の経過したるに拘らず加盟費を納めざる時

(ロ) 著しき規約の違反又は本会議の主義及び決議に背きたる時

総則

第二十一条 (イ) 本会議の本部は之を印度ボンベイに置く。

(ロ) 印度以外の加盟国に於ける全国的中心又は単位の本部は其国に於ける本会議の支部となるべし。

第二十二条 本規約は大会に於てのみ其の出席代議員三分の二の多数にて修正さるべし。

24 Shiva Chandra Jha, *op. cit.*, pp.127-61

25 協調会編『最近の社会運動（創立10周年記念）』昭和4年, 316頁

26 中村三登志・前掲書, 159頁, 日本労働総同盟・前掲書, 504頁

27 米窪満亮・前掲論文, 85頁

28 今津菊松・前掲書, 333頁

29 西本喬・前掲論文, 83頁

30 飼手真吾・戸田義男・前掲書, 273頁

31 日本労働総同盟・前掲書, 505頁

32 この時期の独立運動を知る便利な文献は中村平治『南アジア現代史1.』山川出版社, 昭和52年, 100-106頁

33 Robert N. Kearney, *Trade Unions and Politics in Ceylon*, University of California Press, 1971, pp.14-16

34 拙著『マレーシア労使関係法論』信山社, 平成7年, 58頁

35 内務省社会局『昭和10年労働運動年報』, 177頁

36 中村菊男『松岡駒吉伝』松岡駒吉伝記刊行会, 昭和38年, 355頁, 亞細亞労働會議の結成を報じる文献として, 国際労働局東京支局「アジア労働會議の結成」海員協會雑誌439号, 昭和9年8月, 14頁

37 日本労働総同盟, 前掲書, 507頁

38 内務省社会局・前掲書, 175-6頁

Japanese Trade Unions and Asia before the Second World War (1)

Kozo KAGAWA *

Abstract

The purpose of this article is to analyse how Japanese trade unions were concerned with Asian trade unions before the Second World War. This problem has not been discussed in Japan. So there were very few records. But this historical research is necessary in order to discuss present international exchange between Japanese and Asian trade unions.

Before the Second World War there were three groups of trade unions in Japan. At first I want to analyse Asian Labour Conference advocated by Nihon Rodo So-domei. Nihon Rodo Sodomei was the right group cooperating with the activities of the International Labour Organization. In 1925 Mr. Bunji Suzuki who was a founder of Yuaikai proposed to Mr. N. M. Joshi (a labour representative of India to ILO) to hold a meeting

of Asian Labour Conference in order to promote common interests of Asian workers. Among Asian countries only India and Japan were permanent members of the governing board of ILO. It was planned at the initial stage that national trade union centers of three countries (China, India, and Japan) would advocate Asian Labour Conference. China was a founding member of ILO. But China had not a positive intent to participate the Conference because Japan was leading the Conference. At that time Japanese military forces were invading the northern area of China. Manchurian Incident was caused in 1930. Therefore India and Japan only had a preparatory committee at Bombay and concluded the memorandum in 1929. But in India, All Indian Trade Union Congress (AITUC) was controlled by communists group in November 1929. The right group organized another national center, India Trade Union Federation. This Federation became a party of the memorandum. At that time independence movement made a heavy attack to Indian colonial government under the leadership of Mahatma Gandhi. So the first meeting was held in Colombo in 1934. Asian Labour Conference was a product of right groups of labour movement in India and Japan.

* Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.